マンションのこと みんなでなんでも話し合ってみよう

連続座談会ニュース

第 97 号

板橋マンション管理組合ネットワーク

先日の通常総会へ出席された方は大変お疲れさまでした。

交流会も開催できてよかったです。(総会・交流会の詳細は 62 号広報紙の特集に載せる予定です)

早く座談会も元のように参加者が増えて、「テーマ」も復活できるといいのですが…。 今回も基礎知識の問題を出題することにします。

広報紙にも同じ問題を載せていますが、一足早く座談会で取り上げます。



いまさら聞けないマンション基礎知識 ③

Q1 監事は理事ではない。(\bigcirc ×) $\leftarrow \bigcirc$ か	×か
---	----

- Q2 総会を招集できるのは理事長だけである。(\bigcirc ×)
- Q3 町会(自治会)入会は任意である。(O ×)
- Q5 専有部分である居室を管理組合の集会室とした場合、この部分を 「法定 規約 」共用部分という。
- Q6 管理費等の滞納は

「 5年 10年 」で時効となる。

